

4月2日から土地・家屋の評価額などを確認できます

2018年3月1日

平成30年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧のお知らせ

平成30年度分の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧が始まります。

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

「宮崎市固定資産税納税者」は、土地・家屋価格等縦覧帳簿により本人の所有する土地又は家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額の比較ができます。

※縦覧を求めることができる人は納税者のみとなります。

期間

平成30年4月2日（月）～5月31日（木）（ただし、土、日曜日、祝日は除きます。）

時間

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時は除きます。）

場所

市役所第3庁舎2階 資産税課、総合支所

◆固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者のほか、借地・借家人や処分の権利を有する一定の方も課税台帳の閲覧ができます。

期間

平成30年4月2日（月）～5月31日（木）（ただし、土、日曜日、祝日は除きます。）

時間

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時は除きます。）

場所

市役所第3庁舎2階 資産税課、総合支所、地域センター、地域事務所（中央東、東大宮、櫛、大淀、大塚、大塚台のみ）

この期間に限り、平成30年度分については無料で閲覧できます。

市民課証明窓口、市民サービスコーナーでは閲覧できません。

各固定資産税関係証明（評価証明、公課証明、固定資産課税台帳記載事項証明等）の交付及び、平成30年度以外の課税台帳の閲覧は資産税課では取り扱いできません。通常どおり、市民課税証明窓口等で有料での取り扱いとなります。

閲覧を求めることができる人と閲覧でき

る固定資産

閲覧を求めることができる人	閲覧できる固定資産
固定資産税の納税義務者	自己の所有する固定資産
借地人	借地権のある土地
借家人	借りている家屋及びその敷地である土地
固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利のある固定資産

上記の閲覧を求めることができる人に加えて、民事訴訟等で訴えの提起等の申し立てをしようとする人も閲覧を求められます（評価額のみ）。

縦覧及び閲覧に必要なもの

申請者	必要なもの
固定資産税の納税義務者	<ul style="list-style-type: none">・ 本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カードのような写真付き身分証明書など）または納税通知書（5月初めに発送予定）
借家人、借地人（閲覧のみ）	<ul style="list-style-type: none">・ 地主及び家主との借地、借家契約書の写し・ 本人確認書類（同上）
1月2日以降に新たに固定資産を取得した人（閲覧のみ）	<ul style="list-style-type: none">・ 固定資産売買契約書の写し及び領収書または登記簿謄本等・ 本人確認書類（同上）
固定資産の処分をする権利を有す	<ul style="list-style-type: none">・ その証する書類の写し・ 本人確認書類（同上）

る一定
の人
(閲覧
のみ)

代理人の場合は、委任状または納税義務者ごとの印鑑、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カードのような写真付き身分証明書など）が必要です。

民事訴訟等で訴えの提起等の申し立てをしようとする人が閲覧を求める場合は、関係書類の写しが必要です。

縦覧・閲覧申請書など

[申請書（様式）](#) (XLS 25.5KB)  

[委任状（様式）](#) (DOC 10KB)  

平成30年6月1日（金）からは、通常どおり下記窓口で有料にて閲覧できます。

市役所市民課証明窓口、総合支所、地域センター、地域事務所（中央東、東大宮、櫛、大淀、大塚、大塚台のみ）、市民サービスコーナー（資産税課では閲覧できません。なお閲覧手数料として、一名義につき300円必要となります。）

お問い合わせ

税務部 資産税課

電話: 0985-21-1743

Fax: 0985-21-1525

E-Mail: 05sisan@city.miyazaki.miyazaki.jp